

1. 令和4年分「公的年金等の源泉徴収票」の発送について

- 令和4年分「公的年金等の源泉徴収票（以下、「源泉徴収票」）」を令和5年1月13日（金）に三井住友信託銀行より発送いたします。
- 用紙は三つ折りの圧着はがきにてお届けします。

源泉徴収票イメージ

料金後納郵便

重要親展

法改正による様式の変更を反映し、年分ごとに項目の名称を変えて表示いたします。

〒500 8570
大阪府豊中市新千里西1-1-3
TEL (06) 8833-4832

確定申告に使用する重要なお知らせです。
開封前に宛名をご確認ください

公的年金等の源泉徴収票のご案内

令和4年中にお支払いいたしました年金の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りいたします。確定申告の際にご使用ください。

【確定申告の期間】：2月16日(木)から3月15日(水) ※

※確定申告の受付期間および書類の記入方法などにつきましては、お近くの税務署へお問い合わせください。また、確定申告に関するご留意事項などを裏面に記載しておりますのでご覧ください。

（ご注意）

- ご住所、ご送金先等の各種変更手続きや年金の内容に関するお問い合わせにつきましては、基金様もしくは会社様へご連絡いただきますようお願いいたします。
- 万一、受給者様がおくなりになられた後で本書が届いた場合には、基金様もしくは会社様へご連絡いただきますようお願いいたします。
- 令和3年分以前の源泉徴収票は、修正申告などにご利用ください。
- 令和4年分の源泉徴収票が複数枚到您した方は、「令和4年～最初の年金制度から年金をお受けになった」または「お受け取りの年金制度が令和4年中に変更となった」方ですので、合算してご利用ください。
- 平成25年分以降の源泉徴収税額に関しては、復興特別徴収法に基づく税額（復興特別所得税）が含まれております。
- 厚生年金基金の年金を受給されていない方は、扶養親族等申告書をご提出いただいただけませんので、扶養親族等申告書に関する欄はblankとしております。
- 従業員貸付金がある場合、「支払金額」欄には従業員貸付金を除いた金額を記載しております。

お電話にてご照会の際は、次のご照会番号をお伝えください。

☎ 照会番号(三井住友信託銀行年金貸付部 専用)

公的年金等の源泉徴収票 在中

開け方

うらがえし

スモナから

ウラから

オモテ・ウラの2面開けてください

三井住友信託銀行

（確定申告について）

- 1) 年金の所得金額は、その年に受けたその他の所得とともにご自分の住所地を所管する税務署へ申告し、その納税額を納付します。源泉徴収された税額がある場合には、納税額との差不足を精算することになります。
- 2) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告のお手続きの必要はありません。確定申告の必要がない場合でも、確定申告により源泉徴収税額の還付を受けられる場合もあります。
- 3) 外国の制度に基づきe-Taxの送信時にマイナンバーカードと読み取り対応のスマートフォンをご利用いただけるようになったことから、2月15日(水)以前から記載を変更しております。
- 4) e-Taxについて
e-Taxの詳細につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。
[e-TaxホームページURL] <https://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 5) 確定申告書の提出に際して源泉徴収票の添付は不要ですが、確定申告書に源泉徴収票の内容を記載する必要がありますので、源泉徴収票は大切に保管しておいてください。

詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

社会保険・税番号（マイナンバー）制度について

所得税等の確定申告書または住民税申告書提出の際は、申告の範囲、**マイナンバー（12桁）**の記載が必要です！

本人確認書類の提示または写真の添付が必要です！

【本人確認書類の例】 ① マイナンバーカード ② 運転免許証などの顔写真付きの顔写真が写った写真 ③ 住民票簿の写し ④ 住民票簿の写しと顔写真が写った写真 ⑤ 顔写真が写った写真と住民票簿の写しとが写った写真

確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

○ 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って登録事項を入力し、税額などが自動計算され、申告書を作成できます。また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送付することができます。（印刷して郵送等より送付することができます。）

○ マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxで送付できます。

○ 詳しくは、「国民年金ホームページ」をご覧ください。
www.nta.go.jp

源泉徴収票の個人番号（マイナンバー）について

受給者様へお送りいたしました源泉徴収票には個人番号（マイナンバー）を表示しておりません。公的年金等の支払者は源泉徴収票を自動作成し、1 番号受給者様へ、もう1 番号を税務署長へ提出することになっておりますが、個人番号（マイナンバー）は税務署長へ提出する源泉徴収票のみに表示することとなっております。

よくあるご質問と回答のご案内

受給者様からのよくあるご質問と回答を弊社ホームページへ掲載しております。
以下のとおり検索または右のQRコードを読み込んでください。

① 検索で「三井住友信託 受給者」を入力
② 「企業年金の発給番号」からよくあるご質問と回答」をクリック

令和4年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせいたします。確定申告の際にご使用ください。

2. 源泉徴収票様式のイメージ

- 法改正による様式の変更を反映し、年分ごとに項目の名称を変えて表示いたします。（令和2年分以前の源泉徴収票については変更前の様式となります。）
- 当基金の受給者さまの場合、4段目に支払金額、源泉徴収税額が記載されます。

令和3年分以降 年分 公的年金等の源泉徴収票

受給者番号	氏名			支払金額	源泉徴収税額
区	分	支払金額	源泉徴収税額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分					
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分					
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分					
所得税法第203条の3第7号適用分					
本人 特別障害者 その他障害者 寡婦 寡夫	源泉控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定老人 その他	障害者の数 特別(うち同居)	非居住者である親族の数 その他	社会保険料の額 千円 円
受給者生年月日 年 月 日					
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の数	
氏名	区分	氏名	区分	氏名	区分
	1		1		
	2		2		
(摘要)					
法人番号	所在地	支払者名称			
(電話)					

ご照会番号(三井住友信託銀行 専用)

令和2年分 年分 公的年金等の源泉徴収票

受給者番号	氏名			支払金額	源泉徴収税額
区	分	支払金額	源泉徴収税額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分					
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分					
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分					
所得税法第203条の3第7号適用分					
本人 特別障害者 その他障害者 寡婦 寡夫	源泉控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定老人 その他	障害者の数 特別(うち同居)	非居住者である親族の数 その他	社会保険料の額 千円 円
受給者生年月日 年 月 日					
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の数	
氏名	区分	氏名	区分	氏名	区分
	1		1		
	2		2		
(摘要)					
法人番号	所在地	支払者名称			
(電話)					

ご照会番号(三井住友信託銀行 専用)

平成29年分～令和1年分 年分 公的年金等の源泉徴収票

受給者番号	氏名			支払金額	源泉徴収税額
区	分	支払金額	源泉徴収税額		
所得税法第203条の3第1号適用分					
所得税法第203条の3第2号適用分					
所得税法第203条の3第3号適用分					
所得税法第203条の3第4号適用分					
本人 特別障害者 その他障害者 寡婦 寡夫	源泉控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定老人 その他	障害者の数 特別(うち同居)	非居住者である親族の数 その他	社会保険料の額 千円 円
受給者生年月日 年 月 日					
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の数	
氏名	区分	氏名	区分	氏名	区分
	1		1		
	2		2		
(摘要)					
法人番号	所在地	支払者名称			
(電話)					

ご照会番号(三井住友信託銀行 専用)

平成28年分以前 年分 公的年金等の源泉徴収票

受給者番号	氏名			支払金額	源泉徴収税額
区	分	支払金額	源泉徴収税額		
所得税法第203条の3第1号適用分					
所得税法第203条の3第2号適用分					
所得税法第203条の3第3号適用分					
所得税法第203条の3第4号適用分					
本人 特別障害者 その他障害者 寡婦 寡夫	控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定老人 その他	障害者の数 特別(うち同居)	非居住者である親族の数 その他	社会保険料の額 千円 円
受給者生年月日 年 月 日					
控除対象配偶者		控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の数	
氏名	区分	氏名	区分	氏名	区分
	1		1		
	2		2		
(摘要)					
法人番号	所在地	支払者名称			
(電話)					

ご照会番号(三井住友信託銀行 専用)